

【申告書のカ・⑥】 給与所得速算表

給与収入の合計額	給与所得金額	
0 ～ 550,999円	0円	
551,000 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000 ～ 1,799,999円	給与収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てます。 (算出金額：A)	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000 ～ 3,599,999円		A × 2.8 - 80,000円
3,600,000 ～ 6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円
6,600,000 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円	

【申告書のキ・⑦】 公的年金等速算表

年齢区分	公的年金収入合計額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
昭和34年1月2日以後に生まれた人	0円 ～ 1,299,999円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	0円 ～ 3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

【⑳～㉓】 配偶者控除・配偶者特別控除

区分	配偶者の合計所得金額		所得控除額		
			居住者の合計所得金額		
			～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者控除	480,000円以下	控除対象配偶者(配偶者が70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円
		老人控除対象配偶者(配偶者が70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001 ～ 950,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	950,001 ～ 1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001 ～ 1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001 ～ 1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001 ～ 1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001 ～ 1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001 ～ 1,250,000円		110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001 ～ 1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001 ～ 1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円以上		0円	0円	0円	

【15】生命保険料控除 ※剰余金や割戻金がある場合は、支払った額から差し引いたうえで支払った額として計算します。

旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に係る控除

①一般生命保険料、②個人年金保険料

支払った額※	所得控除額
15,000円以下	支払った額
15,001円以上 40,000円以下	支払った額×1/2+7,500円
40,001円以上 70,000円以下	支払った額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

新契約（平成24年1月1日以後の契約）に係る控除

①一般生命保険料、②介護医療保険料、③個人年金保険料

支払った額※	所得控除額
12,000円以下	支払った額
12,001円以上 32,000円以下	支払った額×1/2+6,000円
32,001円以上 56,000円以下	支払った額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

【16】地震保険料控除 ※剰余金や割戻金がある場合は、支払った額から差し引いたうえで支払った額として計算します。

	支払った額※	所得控除額
地震保険料	50,000円以下	支払った額×1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った額
	5,001円以上 15,000円以下	支払った額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円
上記の両方ある場合	それぞれ計算した金額の合計額 (最高限度25,000円)	

【17～18】寡婦・ひとり親控除 ※総所得金額が48万円以下の生計を一にする子であること。

寡婦控除・ひとり親控除の判定				控除の種類	所得控除額		
本人	合計所得金額 500万円以下	婚姻なし	男性	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円	
				上記の子なし	非該当	—	
			女性	死別	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円
					上記の子なし	寡婦控除	260,000円
				離別	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円
					上記の子なし	扶養親族あり	寡婦控除
			扶養親族なし	非該当	—		
			未婚	生計を一にする子あり※	ひとり親控除	300,000円	
				上記の子なし	非該当	—	
			婚姻あり（再婚、事実婚を含む）				非該当
上記以外							

【19】勤労学生控除

所得控除額
260,000円

【20】障害者控除

区分	所得控除額
一般の障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者	530,000円

【23】扶養控除

区分	扶養親族の年齢等 (前年の12月31日現在)	所得控除額
年少扶養 ※1	15歳以下	0円
一般扶養	16歳以上18歳以下	330,000円
	23歳以上69歳以下	330,000円
特定扶養	19歳以上22歳以下	450,000円
老人扶養	70歳以上	380,000円
同居老親等 ※2	同居している70歳以上の扶養親族	450,000円

【24】基礎控除

合計所得金額	所得控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,001円以上 24,500,000円以下	290,000円
24,500,001円以上 25,000,000円以下	150,000円
25,000,001円以上	0円

※1 所得控除額は0円ですが、市民税・県民税の均等割・所得割の非課税の判定に影響を与える場合がありますので、漏れなく申告してください。

※2 納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の方が該当します。